

# 鹿児島県事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付します。この度、これまで対象となっていなかった、以下のⅠ、Ⅱの事業者を対象に支援金を給付します。

## ★対象者

Ⅰ 主たる収入を雑所得・給与所得  
で確定申告した個人事業者

Ⅱ 2020年1月～3月の間に創業した  
事業者（中小法人等※1、個人事業者）

原則として、対象期間※2のうち、ひと月の収入が 80%以上減少していることが条件です。

※1：中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等

※2：Ⅰの事業者は令和2年1月～5月、Ⅱの事業者は令和2年4月～5月を対象期間とします。

## ★給付額

対象期間のうち、ひと月の収入が 90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

計算式

Ⅰ 給付額＝前年の収入※3－（対象月の収入  
※3×12）－国の持続化給付金の給付額

Ⅱ 給付額＝今年1～3月の総売上÷今年3月まで  
の創業後月数×6－対象月の売上×6  
－国の持続化給付金の給付額

※3：業務委託契約等に基づく収入に限ります。

## ★給付対象の主な要件

※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

Ⅰ	Ⅱ
<p>①鹿児島県内に主たる事業所を有する個人事業者であること</p> <p>②2019年12月以前から業務委託契約等収入を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること</p> <p>③国の持続化給付金の給付通知を受けていること ※持続化給付金を申請中の方も申請は可能</p> <p>④2019年以前から被雇用者又は被扶養者ではないこと</p> <p>⑤2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない、又は「0円」であること</p>	<p>①鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は主たる事業所を有する個人事業者であること</p> <p>②2020年1月から3月の間に事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること</p> <p>③国の持続化給付金の給付通知を受けていること ※持続化給付金を申請中の方も申請は可能</p> <p>④法人の場合は、 ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること</p>

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

## ★申請受付期間

令和2年8月31日(月)から同年10月7日(水)まで（当日消印有効）

## ★申請方法

申請書類を簡易書留又はレターパックで送付（持参不可）

<お問合せ先>

鹿児島県事業継続支援金専用ダイヤル



099-286-3460（平日9時～17時）